

広島県告示第八百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人社団 尚志会	福山市西町二丁目一番三六号	福山城西病院 デイサービス センター	福山市西町二丁目一番三六号	介護予防通所介護	平成二二年 八月三一日
特定非営利活動法人あんしん介護支援サービスセンター	広島市東区戸坂中町六番四九号	あんしん訪問 介護ステーション	広島市東区戸坂中町六番四九号	介護予防訪問介護	平成二二年 九月七日
有限会社名学館広島	広島市安佐南区古市一丁目九番一―六〇三号	さくら・介護 ステーション よこがわ	広島市西区横川町二丁目一〇番七号ハイ ツフォレスト 三〇五	介護予防訪問介護	平成二二年 九月三〇日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六番二号	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	尾道市西御所町六番二号	介護予防福祉用具貸与	平成二二年 九月三〇日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六番二号	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部	尾道市西御所町六番二号	特定介護予防福祉用具販売	平成二二年 九月三〇日